

明治初年旧社家町絵図散歩

賀茂県主同族会 藤木 文雄

1 はじめに

平成14年上賀茂小学校より幕末頃から明治初期にかけての社家町を記録したものと目される彩色絵図五舗しき(以下村絵図と略称)が見付かった。財団法人賀茂県主同族会では所蔵者の上賀茂小学校ならびに保管管理者の京都市歴史資料館当局のご好意によりデジタル保存と利用を許され、平成17年秋に最新の4億3千万画素の高密度画像技術を用いて保存した。この村絵図は当時の上賀茂村に関する数多の情報を搭載している。デジタル保存によってこれらの情報を活用する道が拓かれた。3章以下の文は筆者が興味を覚えたテーマに導かれてこの村絵図上を逍遙した私的なメモである。

2 村絵図の作成目的と制作年代の推定

イ 村絵図の制作年代の推定

逍遙の前に先ずこの村絵図読解のために基準概念を与えておく必要がある。

なお、本項執筆を始めてから「賀茂文化4号」に大石和男氏による論考「明治地租改正期における上賀茂の社家と農家」があるのを知った。同じくこの村絵図を対象としていて重複する部分があるが、本項とはやや視点が異なるので敢えて掲載することにした。

村絵図のうち二舗は当時の上賀茂の屋敷地、田畑、藪・森林を一筆ごとの番号(番屋敷)を付して所有者と面積を記し、これを集成したいわゆる「むらきりず村限図」で道路、水路の区画に従って色分け彩色されて実態に近く排列されている。所有者名に壬申戸籍所定の士族、農などの族称があるところから壬申戸籍作成の明治4年を遡ることはない。記載の行政上の区域は上賀茂の社家町と周辺田畑および賀茂山(のちの字神山、本山)の二つの区域に限られ、開拓地の深泥池はあるものの柵原も含まれない。町村制が布かれた明治21年から昭和24年までの小山、中村郷北半(現上賀茂・左京区下鴨北半)を含む旧愛宕郡上賀茂村(のち上京区上賀茂、小山。旧愛宕郡村誌参照)ではない。その点上賀茂字限図と呼ぶほうが正確かもしれない。また、卑近な例を検してみると士族の所有者名には筆者の属する重之流藤木家の従兄弟達の名が散見される。そのなかに、従兄重純の没後無跡絶家となった本家の家名を明治3年7月15日に継いだ藤木(元西池)重義の名が317番屋敷にあるほか、曼殊院宮諸大夫で明治4年の士族明細短冊には宿所愛宕郡一乗寺村曼殊院門跡前とある山本重胤の名が268番屋敷に記されている上、明治5年10月に東京府に貫属替になった大宮御所使番の戸田重民(元宿所岡本町)の名が既がないことなどから明治6年以降の作成と考えられる(明治4年京都府士族明細短冊 京都府貫属課編 京都大学法学部蔵)。

なおこの村限図二舗の他は田地図二舗と賀茂山絵図一舗である。この田地図の区域は上の旧社家町と一体の田畑のものよりも広く賀茂川西岸の小山郷の部分や深泥池以南鞍馬街道東側松ヶ崎までの旧中村郷北部にも及ぶ。宝暦十年(1760)七月から同十二年二月の間の成立とされる(須磨千頼氏による。記載の往来

田持主に留保<1731~1807、正三位神主・岡本>や顕重<元重由 1716~1786、正四位下三河守・藤木>などその時代の人名が見える)。本稿の検討対象外とするが両田地図の区域の差が何を意味するのかを含め後考に委ねたい。

ロ 絵図制作の政策的背景——地租改正

このような絵図の制作を必要とした事情はちょうど明治6年から始まった維新政権の租税制度改革の大事業であった地租改正と大きな関係があると考えられる。

太閤検地に始まる石高制は武士を土地から切り離しサラリーマン化と城下への集住を促したが、年貢高は米作の豊凶に支配される上に検地や年貢の徴収、蔵米の管理に莫大な徴税費用を要した。これに対し米などの物納を地価の3%の金納とする地租制は財政基盤の安定化と徴税費用の節約をもたらす近代税制の基盤たり得るものであった(以下関順也「明治維新と地租改正」昭和42年ミネルバ書房、石井良助「明治文化史-法制編」昭和29年洋文社による)。

これより先維新政府は土地の近代的所有権の確立を急ぎ、明治4年の廃藩置県直後の明治5年土地売買の自由を認め、官有地、私有地などに地券(壬申地券)を発行した。この地券は土地一筆ごとに発行されたが、翌年に始まる地租改正の前提を成した。年次を辿ると、

- i) 明治3年(1870)6月; 田畑売買の禁を廃し、沽券高に準じ納税する地租改正を建議(神田孝平)。
- ii) 明治4年(1871)12月; 東京府の武家地、町地の称を廃し地券を発行し地租を収入することと定め、翌正月東京府下に地券地租発行地租収納規則を下達。同月末地所売買譲渡に付き地券渡し方規則を設けてこののち地所を譲渡売買するには地券を受くべきものと定めた(大蔵省25号)。
- iii) 明治5年(1872)5月; 租税頭陸奥宗光、地価は地主の申告によらず当該土地の良否肥瘠によって定むる旨建議、7月全国の地所所持者すべてに地券を付与することを定めた。
- iv) 明治6年(1873)7月28日; 地租改正条例全7ヶ条發布(太政官272号・全7条。天皇上諭付)。

要するに、土地の生産額によらず、地価によって地租を課し、かつ税率を百分の三とし金納制をとることなどを骨子とした。地租の金納や税率は既定の事実なので地租改正の作業の中心は地価の調査設定になる。次の手順による。

ハ 地価調査設定手順のあらまし・村絵図の成立年代

i) 地価の仮決定; 民有地地価は、村々で地所一筆地価を調査して差し出すが、合計が別に官で標準計算した地価(準抛の値)に合するか或は不足が一割減以下の場合は仮決定とする。

ii) 実地調査による仮決定の検証; A) 「地押丈量劄^{じおしじょうりょうがし}」; 村方が土地一筆ごとに丈量した「野帳」を作り、これに各筆の字地番・所有者・反畝歩を記入して「地引帳」を作り村毎に集成する。他方これに相当する各筆の形状を記載した「地引絵図」(字限図・村限図)を作成する。これを、地租改正係官が村方に臨んで両者を実地に突き合わせて検査する。

B) 「地価の算定」; 地価は田畑一段歩の収穫を石代によって換算、肥代、村入費(地租の三分の一)と地租を差し引き、これを一定の利率で割って地価を算出する。自作地は全収穫米を、小作地は小作米を以って計算する。実務上は、土地の位置、地味、交通の便を考慮して等級を付し、各級毎に地価を定めて各等級に属する各筆の地価とした。

上賀茂村限図はこの「地押丈量蒞」の過程の産物なのである。他の各府県にも同様の規格の彩色絵図が残されている。道路=赤、水路=水、田畑=黄、宅地=土色、藪=緑で書き分けることも同様である。

地租改正の事業期間は、明治6年(1873)に始まり田畑、宅地の分はおおむね明治9年(1876)に終了した。京都府の場合は、明治5年9月地券調査を開始し6年に地券大帳を整備した。明治8年8月「地租改正人民心得書」を公布して改租に着手したが検査例第二則によって小作宛米を基準としていた。このためか収穫高過小で同9年再調査を命じられ10年から11年に、反別を縮小、反当収穫高を引き上げて完了した(上賀茂村絵図に現〇反〇畝〇歩と朱書)。

山林原野の分はことに困難で、明治14年(1881)に漸く完了した。いま5舗残るうちの1舗の賀茂山絵図が享保3年(1718)の賀茂・市原境界和談絵図であるのはこの事情を反映して、また殆ど上知官有のためその間援用していたのであろう。他の2舗の村絵図の成立年代は上記によって明治6年(1873)に始まりおそらく明治11年頃までを下限とすると思われる。

二 村絵図成立後の制度の変遷

i) 壬申戸籍と番屋敷; 明治4年の戸籍法(いわゆる壬申戸籍)は庄屋・名主・年寄に代え戸長・副戸長を置いて、戸長を政府の直轄末端機関に位置づけ戸籍事務を直接執務させた。「戸長は区内の順序を明にするには番号を用ひ毎区に官私の区別なく臣民の一般番号を定め其住所を記するに都て何番屋敷」と記し編成の順序をその号数を以て定める(同法第七則)。追って10月、戸長の上に大区・小区を設けた。「区長は四・五丁若しくは七八村を組み合わせ成る区内(何十区、何区を以て一府一群となる)の戸籍を管轄しその区内総計の戸籍表を作成して提出する村民代表的な中央官庁の出先である」。上賀茂村限図は区長の管轄区域に見合う範囲を対象に画かれており地券と戸籍の編成とが明らかに関連していたのである。

ii) 番屋敷、番戸、番地; 地券制度の地券一筆の通し番号が宅地の場合は番屋敷に相当する。明治19年、フランスの法制にならい不動産登記法が制定されこれに伴って地券制度が廃止され土地台帳制度に代わることが予告された。同時に明治21年4月市町村制に移行し、土地台帳が新たに課税台帳となり戸長に替わって町村役場がこれを管理するようになった。この台帳に附属地図を備えることになったが、野取り絵図の粗雑さを補うため明治18年から22年にかけて更正が行なわれてこれを「地押し調査図」、「更正図」と呼んだ。明治22年3月、地券制度は廃止となり土地台帳が課税台帳となり、「更正図」が「公図」となった。表裏の関係の明治4年の戸籍法(壬申戸籍)も同時に補正され、同19年10月「戸籍取扱規則ならびに戸籍登記書式」が定められた(番戸制の導入)。

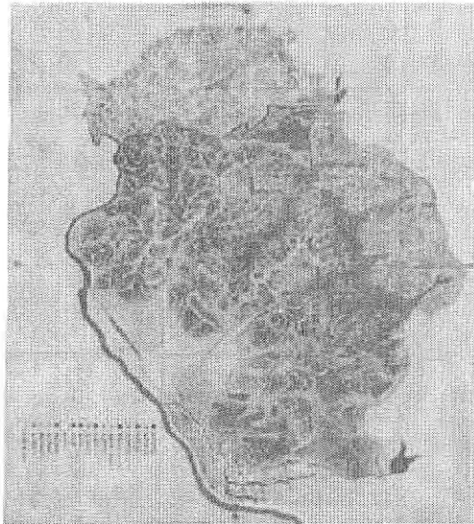
さらに、明治31年新民法典の施行に伴い明治31年から32年にかけて新戸籍法と新不動産登記法が制定されこれが現不動産登記法である(番地制への移行)。

番屋敷、番戸、番地の三つの通番の相互には関連性がない。地券が地籍や戸籍によるのに対し番戸や番地は地籍と家屋籍の帳簿であるからである(本項、谷口知平「戸籍法」・幾代通「不動産登記法」<有斐閣双書>による)。以下の論ではこの差異を銘記して進めねばならない。

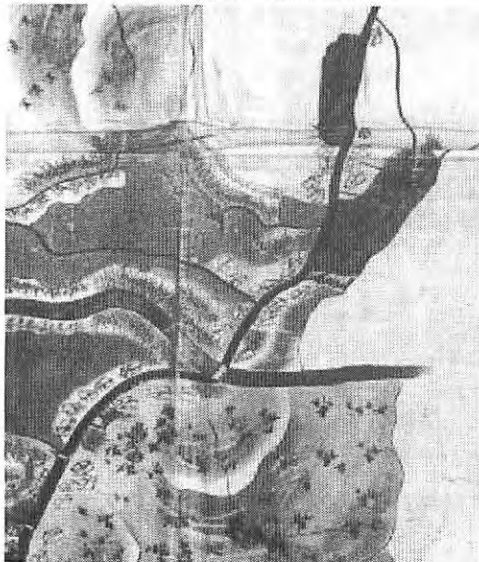
3 賀茂山絵図 市原野中村上賀茂神事芝 風俗歌 歌舞「所司連子の鼻絡げ」

五舗の絵図の一つは「賀茂山図」である。これは太閤検地によって他領となって以後争論の絶えなかった市原村との間で境界の和談を行いその証として作成したものである(なお、賀茂山は神山と同義〔賀茂注進雑記〕。現在と異なり宇本山・宇神山全体の呼称で歌枕〔旧愛宕郡村誌〕)。

裏書に「表書きの絵図、雙方立会い絵師江家内致し明細ニ吟味仕り候処、少しも相違御座無く候、之により双方違判仕り差し上げ申し候、仍って件くだんの如し」とし、「右上賀茂市原村出入り内々にて和談相仕り相潔あいらひ候ニ付き其の場所委細伏せ絵図ニ記し指し上げ奉り候、自今以後双方少しも申し分御座無く候、以上」と所司代宛端書している。連判の上賀茂側は一社惣代梅辻備後守(郡久、権祝)、同富野治部大輔(致久、正禰宜)以下七名。市原側は角倉与一殿御代官所、油小路御知行所、金地院知行所、豊光寺知行所、今大路通三ヶ所知行所五家の庄屋・年寄二名づつ十名。日付は享保三年(1718)四月となっている。この絵図の市原村から野中村へ境界を越えてすぐ北方の鞍馬街道を挟む両側に「上賀茂神事芝」と書かれた帯状の叢林が緑色に画かれている。神事芝とは何か、どのような神事が享保三年上賀茂市原賀茂山境界和談図 行なわれたのか?その内容を示す二つの文書が残っ



市原野中賀茂社神事芝部分拡大

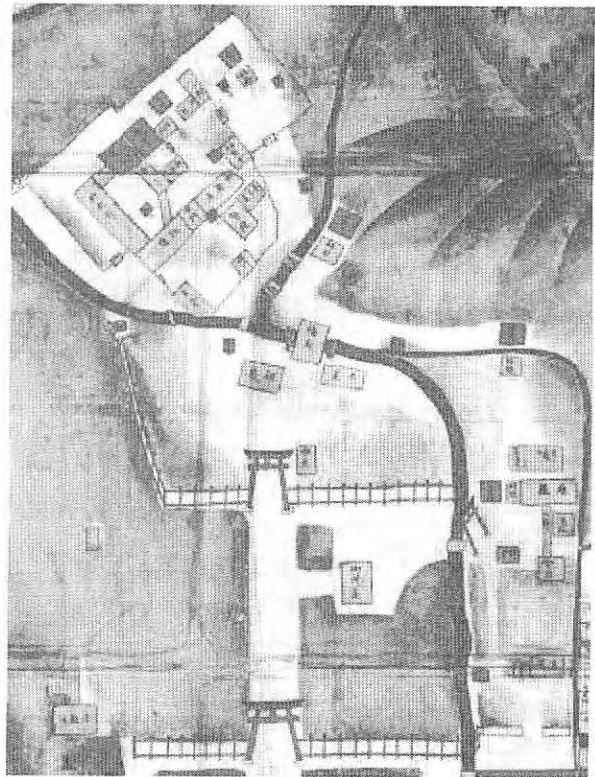


ている。i)『〔神主〕成助二男成継なりつぐ 池ノ神主 トマヌ 中略、此時寛治六年(1092)ニ市原野ニオイテ片岡禰宜成定ハシメテハナヲカラク、今ハ所司大夫ノ役ニナル』(賀茂社務補任記 神主成継条)。ii)『前略、一わらのにてふぞくのあそびあり。其地西の山にそひてはやしの下みなみにむかひてをのをのぎす、しきかかはをしく、あめのときはしやうし也 中略、ふぞくの歌、其きりやうにつきて荷馬をうつむちをとりひやうしをうちて歌をうたふ、社司等これに随したがひて行、をのをの歌をうたふ、其すがたじやうゑにむかばきを行はく、ゆみをもちむちをもつ、老者はむち計くるしからず。下のだんにいたるほどに、せうじれんこのはなからげといふ事をしてかほ顔マ花にてかざる、あふぎををもてにさしかざして社司等むかふ、返すこと一両に及びて逃げまる。むまばにをのをのうちよりて御もゆまいる事有、一わらの各々物ようぬす、わかき社司等馬はす。このしきはてぬれば思おもひ々に退出。一わらのにていたどりあはせ有、社司めむめむにもちよりて来、又社務よりもつかはす、以下略』(賀茂神主井関経久・嘉元年中行事四月、十一月貴布禰御神事条。この書は鎌倉時代末の記録で重文)。これは、四月・十一月の貴布禰の神事を終えての帰路、社司達が市原野中の神事芝で、器量きりょうに付

いて(上手の人に従って)『風俗歌』を歌い、『所司連子の鼻絡げという滑稽の歌舞を里人との間で交わす』。社務補任記に寛治六年(1092)に始ったと記されている。風俗歌は平安時代貴族社会の宴遊で謡われた歌謡。大嘗会で悠紀・主基の国が奉じる土俗歌で神楽にも取り入れられた。所司大夫は社務の家子として社の雑用に仕えた。寺院では承仕と書くが役目は同じ。所司大夫(の連れ子?)をからかい鬼にした歌舞。行藤は遠出、旅行、狩猟の際に両脚を覆う布帛、皮革の穿物。『市原野の里人が御物湯(米の湯で粥のこと・重湯ではない)を給仕』。また興に従い若年の社司は『馬を馳せ』る。四月は摘んだ虎杖の長さを競う遊び『虎杖合せ』に興じた。賀茂別雷神社文書目録(Ⅱ土蔵Kニ16~18)に「歌連芝(風俗遊びの壇)、粥馬場(重湯を供し、駆馳した馬場)辺屋敷坪図」三舗がみえ、その一の明治四年五月四日付絵図に、野中半兵衛(野中村の半兵衛)へも同様に相渡すと記す。同年の上知に際して書き渡したもので、それまで行事が残っていたものと思われる。このほか嘉元年中行事記は行事毎に数々の歌舞音曲を記録しているが今はその殆どが失われているのは残念である。最近野中町に歌連芝・粥馬場の跡を尋ねたが痕跡は既に無く土地の人の伝承も絶えている。

4 神仏分離直後の上賀茂神社境内図

左の図は社家町絵図のなかの神社境内の部分拡大したものである。絵図の制作の前、慶応4年(1868)閏4月16日、鎌倉時代の境内古絵図にあった由緒ある多宝塔、神宮寺観音堂、同多宝塔の建屋の殆どを、文久三年の読経所に続き一社廃仏で撤去することを決した。それらの仏教堂宇の姿は右の絵図にはない。僅かに残る一の鳥居西端の二棟は破却を免れ小教院に転用された聖神寺の旧堂であるがこれも明治22年に毀却された。小教院以外にこの絵図で現状と大きく異なるのは北辺と東西を奈良の小川と沢田川の流に挟まれた「庁屋(長/調屋とも書く)」のあたりである。



南対面に「贄殿」があり「土廊」でこれを

結ぶ。土廊の東側面には「酒殿」がある。さらに南に切壁に近く「神馬屋」と「湯屋」が並んで立つ。庁屋の一廊は古く神社の日供、や神事の御料(神饌)を調進する区域であった。榎の葉に盛る神饌の神奈良社のあるのもそのためである。贄殿は神領、御厨から貢上の食料を貯蔵した魚鳥を調理する場であったし、酒殿は天皇即位の大嘗会に供した白酒・黒酒をはじめ神酒の醸造の場所。神水を汲む御物忌井も残る。校倉は穀物庫。酒殿沿いの土廊の南半二間がこれらの出納を管理する公文所に当てられていた(賀茂注進雑記第六造営)。要は年

中神事のインフラの中核で庁屋は社庁と調進所、宴会場を兼ねた。このあたりで神饌の賄いに従事する人々を「養」と称した。六月の御戸代会は養たちの年に一度の遊芸も兼ねた(嘉元年中行事)。現在酒殿は勅使殿に贅殿は参籠所に移設転用されている。「湯屋」は鎌倉時代初期の神主幸平(1142~1214)が設けた神職の斎戒沐浴の施設であった(社務補任記)。

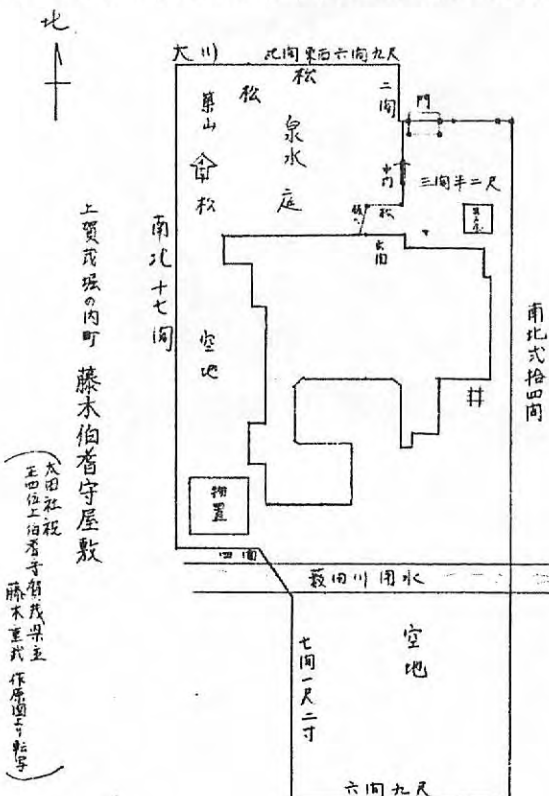
土廊は古記録では一貫して「長廊」の名で表れる。古い記録から遡ってみる。

① 建保二年(1214)七月十七日 賀茂旧記・神主幸平任中;『前略、すすへまいるやふさめはなからふより出でて発つごばん、くらへむま七番。くらくなればはしら松社にまうけてらちの西にしに三つ立ろ、後略』。なからふは長廊で、記録の初見である。この日、流鏝馬五番と競馬七番とが、前夜から御幸されている後鳥羽上皇が生母七条院の脚気平癒の祈願として奉納された。『流鏝馬五番が長廊より出発した』と書かれている。初秋の夕陰に柱松(大松明)の焔の間を縫って、長廊から出立する流鏝馬や、競馬の駆馳する姿を上皇は新築の馬場殿で上覧された。神主幸平はこの時初めて五間四方の馬場殿を切り芝の東の現在地に急遽新造した。馬場殿の新造は同年4月、院ご参籠の28日に、氏人14人が競馬を上覧に供したが『前略、余馬に乗り乍らこれを見る。便宜所無きに依る也。競馬の間雨滂沱たり、後略』と御日記・宸記に書き残されているが、この事態に恐懼した幸平が急造したのである。

② 康永元年(1342)~貞和二年(1346) 社務補任記・神主員平条;『前略、次此の社務之時、十三間ノ長廊顛倒ス 後略』

③ 貞和二年(1346)~観応二年(1351) 社務補任記・神主数久還任中条;『前略員平之時顛倒シタリシ長廊、此代ニ元ノ具足ニテ九間ニ減ジテ取立テラル後略』。具足は調度の意。

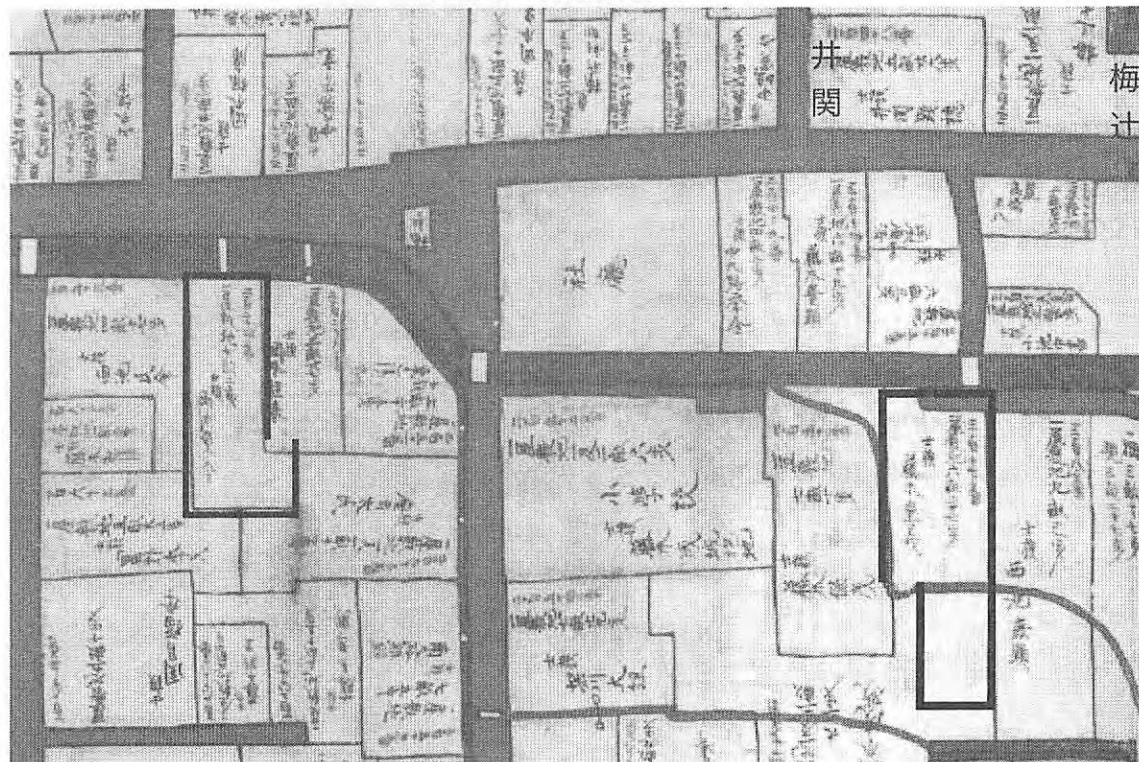
④ 寛永六年(1629)御本社正大工記・舎屋方;『廊下(八間×二間、○内、南方二間間也、酒殿の南。○公文所三間二間』(賀茂注進雜記第六造営所引)。庁屋、贅殿、酒殿、蔵、御物忌井に並んで記され、一群の施設であったことを示す。廊下が神饌調進と神社庁務の主要な舎屋の庁屋と贅殿や酒殿との取合廊の役割を果たし、中に公文所まである重要施設だった。長廊は顛倒再建のたび縮減を重ねて元13間が8間の板敷のない土廊として残った。



5 社司・氏人亭あれこれ

この旧社家町の絵図によって、そこに今と変わらない先祖の屋敷をそのままに確かめる事が出来た方や、一方、今は削平分売されて跡をとどめず、登記所の公図を捜し求めても判明しなかった昔の先祖の在処を見出して懐旧の感慨に耽られた方も少なくないであろう。

明治初年楠社周辺絵図

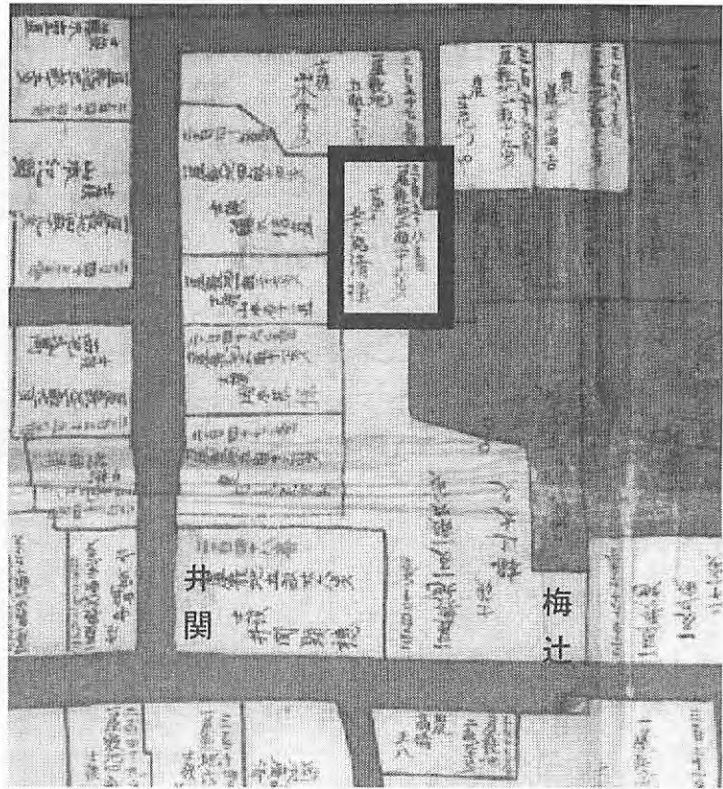


イ 祖父宅の所在；筆者も後者に属する者の一人である。番戸制や番地制の戸籍簿を頼りに探しても果たし得なかった祖父の名のある 317 番屋敷（現竹鼻町 3。12 筆に分筆）を絵図の上に見出すことができた。そして北を大川（明神川の旧称）の流れに面し南の空地の中を藪田川用水が通じる位置関係と形状は伝蔵する堀の内町藤木重武宅の前ページの指図（三葉中の一の模写）とそっくり一致することにも驚きを禁じえない。私事ながら、この屋敷で明治 14 辛巳年 3 月旧五撰家筆頭の某公爵の媒酌の下筆者の祖父母が婚礼の宴を挙げたことを祖母から聞き伝え、その記録も残るが絵図は正にその時代のものであることも知り得る。祖父の重義は重武の末弟西池重誠（正四位下阿波守、歌人、季鷹門弟。1809～1858）の三男で従兄の重純が無嗣のため絶家となった伯父重武（前祠官正四位上伯耆守 1792～1859）の名跡を継いだ。重義の舎兄西池重季（重誠嫡男）宅も楠木の西、同じ大川沿いの 224 番にある。

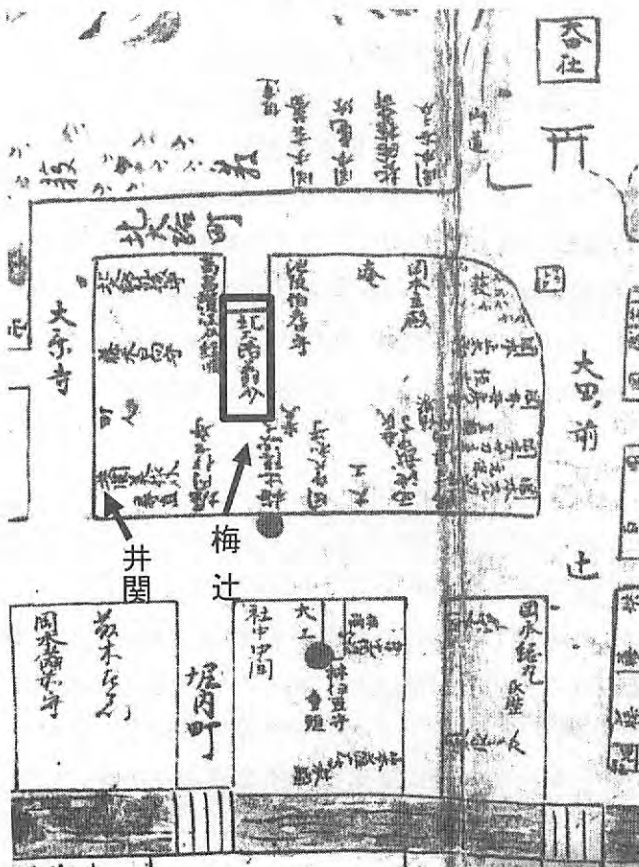
ロ 北大路魯山人の実家

不羈多才の芸術家北大路魯山人（1883～1959）の父北大路清操（^{きよあや そうすけ}雙介 1843～1882）宅もこの絵図の 385 番屋敷に認められる。これは安永六年（1777）の賀茂社家宅七町大旨の図（但し、人名等は享和元年（1801）改補。賀茂成崇画、昭和 15 年山田紫光画伯模写）にも同じ場所に描かれている（北大路翁介宅 ^{おうすけ}現上賀茂北大路町 2 番地と 10 番地）。北大路翁介は魯山人の曾祖父賢清（正四位下河内介 1774～1835）の諱（賀茂社家系図清之流）で、この屋敷は江戸時代中期以降相伝されてきたものと察せられる。魯山人は生前幾度か長兄清晃の本籍地上賀茂村 166 番戸を目途に生家の探索を重ねたがついには果たし得なかった。番戸制は前記の通り明治 19 年以降の制度に依る表記で、しかも番屋敷と

番戸とは対応関係がなく明治16年の彼の誕生時には未だ無かった制度である。一方、村限図の作成下限は明治11年と推察されるので父清操がこの時358番屋敷に居住していたことはほぼ間違いない。清操はその父可清(1807~1871)の没後明治7年から10年にかけて166番戸に移転したのではないかとの口承も残るがその時期に番戸制はなくまた村絵図の記述とも矛盾し、その事実を確認することはできない(間違い無いのは清晃一家が挙げて上賀茂村141番戸に移転したのは明治23年であることである)。父清操が死去したのは



安永年間賀茂社家宅七町大旨之図(下)



北大路魯山人父清操宅周辺図(上)

次男房次郎(魯山人)誕生の四ヶ月前の明治15年11月であるが、死没の場所が上記の各地のうちの何処なのかは判然としなない。またいま、166番戸の地を公図上に求めることもできず、166番戸が385番屋敷だったのか、それとは別の場所であったのかを確かめるすべもない。ともあれこの絵図によって385番屋敷が少なくとも魯山人誕生の5年前までは確実に父清操が居住していた江戸時代中期以来の相伝の実家北大路家の地であることが確認できた。

6 中古代の神主亭を考える

上賀茂神社の神主亭がどこにあって、どんな姿であったかについては漠然と記述する文献はあるが確と定め

がたい。中古の神主たちが川上郷(西賀茂)に別業を営んでいたことは文献に明らかである(能久「瓦屋寺」、経久「川上瓦屋」(實躬卿記))。上皇をはじめ世の貴顕がそこを訪れて蹴鞠や水馬に興じたことは拙稿でも採り上げたことがある(拙稿「後鳥羽上皇の川上御幸に関する一考察」)。肝心の上賀茂の本邸については記録が乏しい。そのなかで微かな記述を手繰って多少の解明を試みたい。神主たちで比較的文献に恵まれるのは平安末期の藤木重保である。

イ 賀茂神主重保、堂の障子に時の歌よみの色紙形を書く

この事柄は月詣和歌集、林下集、風雅和歌集の三つの歌集にほぼ同じ内容で伝わる。

- 1、賀茂重保*1 がた^堂の障子に歌よみのかたを書きておのおのよみたる色紙^形がたに書きける*2
を、かきてた^給べと申したりければ、時の歌よみどもを書くなれば、我身も入りたるらんなど
侍りければ、位高き御すがたはびん^便なければ、書かぬよし申したりければ、色紙がたにかき
てたまはすとて 内大臣*3

わかの浦の波の数にはもれにけりかくかひもなき藻塩草かな
かへし 賀茂重保

わかの浦のなみなみならぬ藻塩草かき集むるにいかが洩らさん

(月詣和歌集*4 卷第九雑下 787, 788)

- 2、賀茂神主しげやす、近代歌仙の歌どもをえらびて、堂の障子のしきしがたにかき侍とて、
或所の女房につたえて、色紙方^{ママ}をかかせ侍しに、そえてやる

わかのうらのなみのかずにはもれにけりかくかひもなきもしほくさかな
返事 重保

わかのうらのなみなみならはもしをくさかきあつむるにいかがあるべき
(林下集*5)

- 3、賀茂重保が堂の障子に時の歌よみどものかたを書きて、各よみたる歌を色紙形に書くべき由
申し侍りければ、我も入りたるらむと尋ね侍りけるに、位高き人はおそれありて書かぬ由申
したりければ、色紙がた書きてつかはすとて、後徳大寺左大臣*6

わかの浦の波の数にはもれにけりかくかひもなき藻塩草かな

(風雅和歌集*7 卷第十七雑下 1827)

重保の堂の障子に歌人の色紙形を書く試みが当時の歌人達の高い関心を惹き、撰入の申込が集まった。「堂」は接客や礼楽に供する建物で表御殿、正殿を指す(国語大辞典)。正殿の障子に色紙形を書くことは平安中期に始り、院宮王臣家の貴族の特権とされてきた(大鏡・摂政實頼、栄花・初花)。重保の曲水の宴や歌合せの主催に並び色紙形は中世権門・賀茂神主家台頭の象徴としても世の注目を浴びた。重保の堂は数多の歌人の色紙形を書く障子を備えており、曲水宴や歌合せも神社に限らず自邸での開催もあったと考え得る規模だった筈である。

*1)賀茂重保; 第14代賀茂別雷神社神主、正四位上。号藤木の神主。建久二年(1191)没。73歳。父は9代神主重継。重政(嫡男、19代神主、千載・新古今歌人)、重信(次男、片岡社祝、千載

集歌人)、季保(五男、片岡社禰宜、後鳥羽院和歌所寄人、新古今以下勅撰集歌人)、保高(六男、正祝)らの父。俊成の門下といわれるが、俊恵ら歌林苑の歌人達と親交があった。治承2年(1178)俊成を判者に歌人60人、3題30番、計180首に上る大規模な「賀茂別雷神社歌合」、寿永元年(1182)三月「賀茂曲水宴歌会」などを主宰。私選集に「月詣和歌集」12巻。なお、島根県邑南町の阿須那賀茂神社に「障子色紙形大伴家持等36歌」が残る。重保5代の後胤重輔(父重景までは「賀茂禰宜神主系図」に所載)が上社神戸石見国邑智郡久永庄下司職として下向(宝賀寿男古代氏族系譜集成所引「百家系図稿」)。重保の始めた障子の歌人色紙形が子孫重輔を通じて久永庄賀茂神社にも伝承されたとも考えられる(杉山重行「月詣和歌集の校本と研究」新典社、大山喬平「あそびたわぶれの縁」思文閣、拙稿「賀茂重保とその時代」御手洗のうたかた1号、等参照)。

***2) 色紙形障子**；色紙形は屏風、障子などに色紙の形に切った紙を貼ったり、色紙の形を描いたりして彩色を施し、詩、歌、文などを書いたものをいう。この歌人の歌を集めて自邸の堂(正殿)の障子に色紙形にして貼り出すという重保の企ては歌人からの申し出が相次ぐという事例からみておそらく中級貴族としては新規の試みであったと思われる。この寿永年中から53年後の文暦2年(1235)5月27日、俊成の子息藤原定家は鎌倉御家人の宇都宮頼綱の求めで嵯峨中院小倉の山荘の障子に古来の歌人百人の歌を色紙形に書いている(定家・明月記同日条)。

***3、6) 内大臣**；後徳大寺実定^{ごとくだいじきねさだ}。建久二年(1191)薨。53歳。正二位左大臣。父大炊御門右大臣公^{おおいみかどの}よし能^{きん}。俊成と親しく歌林苑グループとも交渉あり。重保と交流があった。月詣集に18首。

***4) 月詣和歌集**；賀茂重保撰。全十二巻、千二百首。祐盛法師の協力を得て寿永元年(1182)十一月頃成立。同時代の重保周辺の歌人たちを中心とした私選集。藤原俊成の第八代勅撰集千載集撰集の基礎資料となったと評される。千載集で勅勘のため読み人しらずとされた忠度ら平家歌人の歌が特定できる。(久保田淳 岩波文庫版千載和歌集 解題)。後白河法皇奏覧。

俊成29首、俊恵25、重保23、実定、円位(西行)各18、兼実、顕昭、頼輔各16、長方15、実家、成仲各14、忠度、経正、経盛各13、覚延、守覚(法親王)、勝命、大輔、隆信、通親各12、小侍従、定長(寂蓮)、成範、兵衛各11、覚綱、大進、季経、長真各10、敦仲、寂然、静賢、親盛、定家、師光、祐盛各9、(鴨)長明4、以下略。

***5) 林下集**；後徳大寺左大臣藤原実定の家集。

***7) 風雅和歌集**；第十七番目の勅撰集。花園法皇監修・光厳天皇撰。全20巻2201首。貞和五年<1349>頃成立。代表歌人は伏見院、永福門院、花園院、藤原為兼、藤原定家。京極家の歌風。

ロ 六月御戸代会——社務亭を舞台とした行事

鎌倉時代の神主井関経久の遺した行事書の賀茂別雷神社嘉元年中行事には社務亭(神主のことを社務とも云った。神主亭)での行事が散見されるが、なかでも六月の御戸代会はその主なものである。その文を簡略化のため次の簡条書き次第に纏めた。

A；一日目 夜々遊び(於社務亭)

社司一同勸盃

氏人 小鼓^{こづつみ}を社司に配置

所司 社司に桴^{ぼち}配布 社司全員に笛を勧む

社司 音取太鼓 三度拍子

社司 歌唱 あしはらた 笛を付く(笛助奏)、太鼓徐々に急拍子

社司 殿中舞 笛助奏(縁側)

歌唱 めいね牛

氏人風流、供僧風流

座の前後(注、近頃は座中)に国猿楽(注、丹波三座)演能。猿楽は境内にも見所を構えて別に興行。

暁 社務御台所 乱声演奏(於社務亭別板敷) 社司助奏に加わる 社務は牀に着座。

社司氏人 御戸代田(注、神館の近辺にあった)に参向 植苗鋤返し。

注1)風流、当時すでに断絶。華麗な仮装の囃子付の群舞練りもの、または仮面を使う神舞、俄。

注2)丹波猿楽三座(本座、新座、法成寺、兜師)の参観は仁治三年(1242)以前に遡る(賀茂旧記同年六月条)。

本座(丹波桑田郡矢田)、新座(攝津 東生郡榎並)、法成寺(摂津三島郡 宿)と由来は異なるが京都の貴顕、大寺の修正会や上賀茂、住吉両社に鎌倉初期から纏まって参観したので丹波三座と呼ばれた。

B; 二日目 昼遊び

養(注、台所人、賄人) 社務亭に参集して御田(御戸代田)へ参向、帰参して養庭に立つ。

其駒の儀式 (注、其駒は神楽の一曲、和琴・箏・笛に人長舞が付く。三揃はその三組。今、御神楽の最終曲)。

其駒三揃 長廊より出て踊る

宣旨局 三揃の米を(妻戸の)車寄せで受領、これを家子と社司との二人が妻戸脇で介錯。

社頭に切り切芝でのぼりに渡る(移る)。一番其駒、次、養、次、少将、次田人。

注)長廊：庁屋と贄殿、酒殿の取合廊(前掲4章①～④)。他方、妻戸に車寄せを設けるのは寝殿造の特

徴で、なからふは社務亭の東西対屋の中(門)廊とも解しうる。当時社務亭は庁屋の東若しくは南側

に接していたカ。宣旨の局：内侍所の女官であるが齋院司にも置かれた。ここは齋院司の方。三揃の

米：其駒の三揃に実の揃った稲穂を掛けた。其駒が採物に持ち神霊を移した。切芝ののぼり：登梯カ。

あらかじめ猿楽師に当色(分に応じた着物)を支給。猿楽師らこれを着用して其駒に従う。

社司、養、社務亭より神館に出向。御田の式。次、養は社務亭に帰参。

其駒は留まって、社司神館で御田植え、次、座(集い)。

社司幄屋(雨儀は御所屋)に着座(首座南向き東上、社司氏人は南へ居流れ列座)

渡物準備。猿楽各座演能。次、給禄。

今夜社務北の方宣旨局とともに侍(供の女官)を供して格子車を止める(て見物)。

注)社務北方は社務亭の北の対とも読めるが養が参加し、夜遊びの乱声演奏もあり御台所と解する。

C; 三日目 後朝

社務亭に社司参来。各座の猿楽も参向(楽師も随行)。演能。後、給禄。翌日正禰宜の後朝。その翌日からは更に正祝主催の祝方の御戸代会を庁屋を用いて開催。

注)御戸代会は五穀豊穰予祝の田遊に発し、田楽、猿楽、風流などが未分化の状態で渾然一体となった初期の神楽と思われる。一日目の夜遊びの曲名であしはらた、めいね牛、殿中舞などは神楽歌や舞だろう。神事は暁の植苗鋤返しのみ。昼遊びが御戸代会の主行事で、其駒と宣旨局が主役を果たす。

以上の文に記される社務亭で注目すべきは、規模、造り、所在の三点である。社務亭の

御戸代会はしろまつり両祭の禰宜方のみであるが、社司 11 人と同数の氏人、家子、御台所以下の女性、それに猿楽の演能の場である。これらの行事が可能な規模と施設を備えていなければならない。其駒三揃と宣旨局の神霊を移した稲穂の遣り取りが妻戸の車寄せで交わされ、また中(門)廊を備えているのは一種の寝殿造りに近い造りを髣髴させる。また行事と行事のつなぎやおなり養の行動から見て上述のように社務亭の所在はいわゆる庁屋の神饌インフラ群に接近したその東側ないし南側の位置にあったと解さざるを得ない。氏神祭でも社務亭庭で舞人十人が索馬を三匹して出立する(嘉元年中行事四月氏神祭条)。重保の堂の色紙形障子や歌人を集めた歌会の規模も、社務(神主)亭をこのように解することではじめて納得できるのである。祝方の御戸代会が庁屋で行なわれるのは正しょうはふり祝亭の收容能力や造りが神主亭に及ばずまた位置も行事を繋ぐには不便な場所だったからだろう。

ハ 平安時代上賀茂社復元模型に見える神主亭

小稿の執筆を終えて推敲中にたまたま上にのべた筆者の神主亭像の推論に合致すると思われる復元図が平安遷都記念事業として作られていることを知ったのでここに紹介する。

上賀茂社復元図 京都市企画・村井康彦編「よみがえる平安京」(臙谷寿氏担当部)平成 7 年淡交社刊 (P84、図 155)



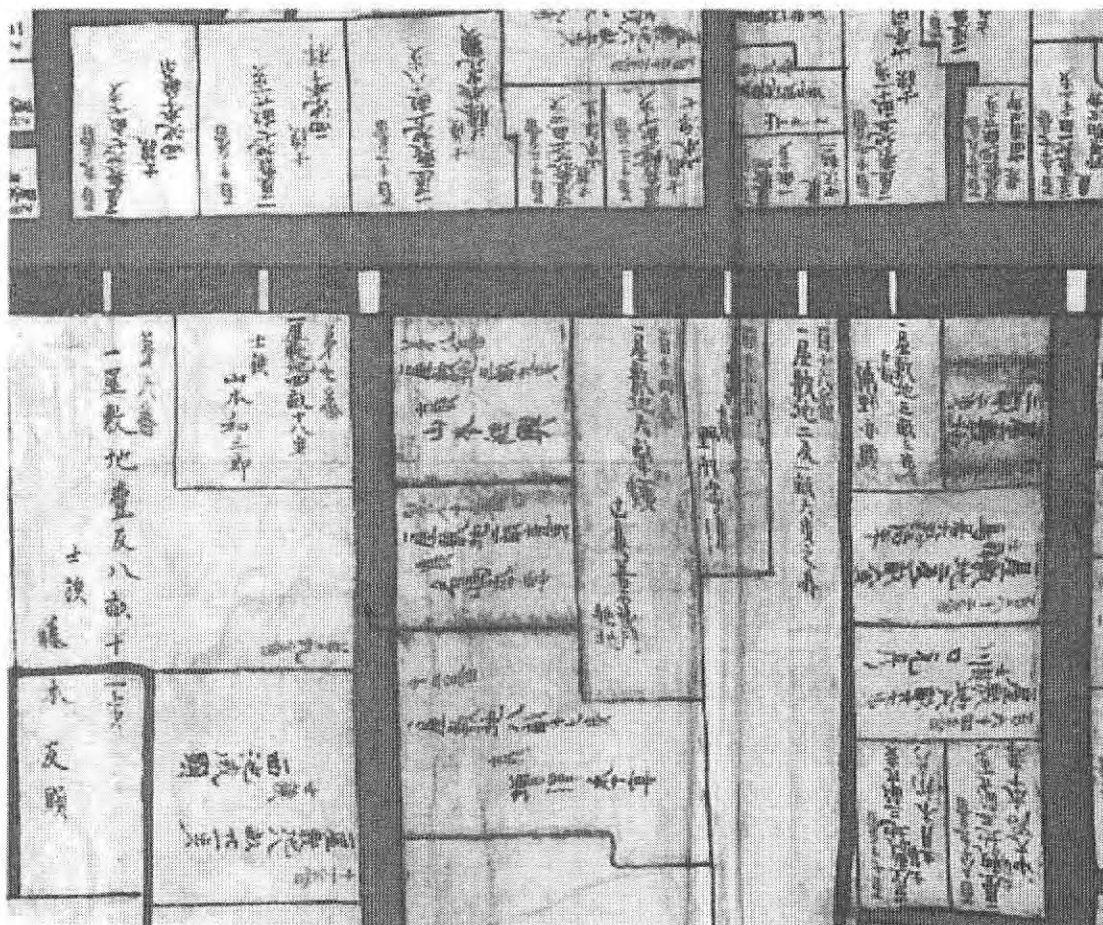
この復元図の①左上方は二の鳥居内の社頭社殿の一郭、②中央下一の鳥居右がいわゆる庁屋の神饌ゾーンの一郭、③中央上方は澤田社と神宮寺及び多宝塔、④そして沢田池(干池)を挿んで東側の写真右端に見える大きな建造物群こそが神主亭に該当すると見られる。この図はこの書物の別の箇所(P55、図 50)にある慶滋保胤・池亭記の屋敷の復元模型とほぼ同一の規模と結構に復元されていて臙谷氏は保胤亭を寝殿造りの萌芽期の姿とされ、藤木重保や井関経久の神主亭もそのような姿と想定されているのだろう。

ニ ここで想い起こされるのは「西村邸」のことである。

「賀茂の社家」(西村家庭園)の葉には大旨次のように書いてある。『前略この錦部家の旧宅(現

在は西村家別邸)は、現存する社家 の中では最も昔の面影をとどめる庭園が残っている。この庭は、養和元年(1181)上賀茂神社の神主藤木重保が作庭したものと推察される。庭内へは明神川の水を取り入れ、曲水の宴のための小川(曲水川)の水としたあと、もとの明神川へ返す工夫がされている。また神事の前の身を清めたゆかりの井戸、さらに神山の降臨石を形取った石組などが残されており神官たちの昔の生活がしのばれて非常に興味深い後略』

上賀茂旧社家町絵図・現西村家付近拡大図



現在京都市指定文化財(名勝)に指定されている。この西村邸の所在地を明治初期の村絵図と較べてみる。現在の西村邸の敷地(現中大路町1番地・ゼンリン住宅地図京都市北区'07年版による)は上の図の第八番(山本経興宅)、第十番(名嶋季要宅)、第百十四番(辻鼻善右衛門抱地)の三筆全部と第百十六番(鳥居大路治平宅)屋敷地の一部の実に四筆に互っている。このことはその百年前の安永大旨之図(1770年代)でも変わりがなくやはり五軒におよんでいる。家屋は明治中期の現当主先祖の建造とされるが、平安時代の賀茂神主藤木重保作庭の庭が明治初年の、否江戸時代中期以降から続く社家屋敷の三軒乃至五軒に分散していることを如何に理解すべきなのか。また、月詣和歌集や嘉元年中行事が示す神主亭の姿との隔たりをどう解したらよいか。あるいは、当時修造に当られた好古の当事者の篤い懐古の趣向に出でた擬古的復元の産物と解すべきなのかも知れない。 平成19年11月29日 (漫歩終り)